

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

「育児時短就業給付金」に関するリーフレット等が公開されました

令和7年4月より創設される「育児時短就業給付金」に関するリーフレット等が公開されました。
今月のニュースレターでは、「育児時短就業給付金」の概要についてご案内いたします。

■ 「育児時短就業給付金」について

「育児時短就業給付金」は、育児時短就業により、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給される給付金であり、育児時短就業中に支払われた賃金額の原則10%相当額が支給されます。

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象となり、加えて③～⑥の要件をすべて満たす月について支給となります。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者^(注1)であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて^(注2)、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間^(注3)が12か月あること
- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者^(注1)である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

支給額については、原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

その他、支給対象期間や、2025年4月以前から時短就業をされている場合等、細かな要件がございますので、対象者がいる事業所、または、対象者が発生する可能性が高い事業所の方は内容をしっかりチェックしましょう。

参考リンク

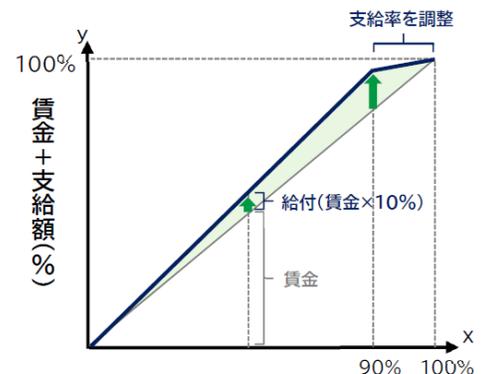
厚生労働省：『2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します。』
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001394846.pdf>

厚生労働省：「育児時短就業給付の内容と支給申請手続」
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001395073.pdf>

◆3月の労務スケジュール

- ～3/31 2月分社会保険料納付
- ～3/10 2月分源泉徴収税額住民税額の納付

支給額のイメージ



時短就業開始時の賃金
に対する各月の賃金の率(%)

引用：厚生労働省
『2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します。』



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintaikanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田
編集責任者：勝山